情報開示に伴う秘密保持に関する契約書（案　2024/7/1 Ver.2）

学校法人早稲田大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、相互に開示する情報の秘密保持につき、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第１条　甲及び乙は、甲乙両者が「○○○○」に関する共同研究（以下「本研究」という。）の実施可能性を検討する（以下「本検討」という。）ことを目的として、甲乙相互に開示する情報の秘密保持に関する取扱いを定めるものとする。

（秘密保持義務）

第２条　本契約において「本秘密情報」とは、本検討のために、甲乙いずれかの当事者から他の当事者に対して開示又は提供される技術的・営業的情報及び資料のうち、秘密である旨が書面で明示され、又は開示の際に秘密である旨が口頭で明示され、かつ、開示後３０日以内に書面若しくは電磁的記録により通知されたものをいう。また、本契約において、本秘密情報を開示又は提供する当事者を「開示者」といい、本秘密情報を受領する当事者を「受領者」という。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、本秘密情報から除外されるものとする。

一　開示者から開示又は提供を受ける以前に、既に受領者が保有していたこと又は公知であったことを立証できるもの

二　開示者から開示又は提供を受けた後、受領者の責によらないで公知となったもの

三　正当な権限を有する第三者から、開示又は提供の制限なく適法に取得したもの

四　開示者の本秘密情報によらず、独自に開発したもの

五　開示者と受領者の合意により、秘密保持の対象から除外したもの

３　受領者は、開示者の本秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとし、また、自己に所属し、本秘密情報を知る必要のある者に限定して開示するものとする。

４　受領者は、開示者の本秘密情報を、自己の機密情報を保護するのと同程度の注意をもって管理するものとする。

５　受領者は、開示者の本秘密情報を、本検討のために合理的に必要な部数を超えて複製してはならない。また、当該複製物も本秘密情報として取り扱うものとする。

６　受領者は、法令に基づき裁判所又は官公庁等の公的機関から本秘密情報の開示を要求された場合、法令で許容される限りにおいて事前に開示者に通知し、当該機関に対し開示者の秘密であることを明示した上で、必要最小限の本秘密情報を開示できるものとする。

７　受領者は、開示者が要求した場合、又は本契約が終了若しくは解除された場合、本秘密情報を、複製物を含めて速やかに開示者に返還又は廃棄しなければならない。ただし、情報のバックアップの目的、及び本契約において自己に課された秘密保持義務の履行を確認する目的のため、必要最小限の本秘密情報を保管できるものとする。

（流用の禁止）

第３条　受領者は、開示者の本秘密情報を、本検討の目的にのみ使用し、他の目的・用途には使用してはならないものとする。

（発明・考案）

第４条　甲及び乙は、相手方の本秘密情報に基づき発明・考案をなした場合、速やかにその内容を相手方に通知の上、その産業財産権取得の出願・公表の可否等につき甲乙協議の上決定する。

２　甲及び乙は、前項規定の協議に基づき甲乙共同名義で産業財産権取得の出願をする場合、その権利持分、出願及び権利維持に要する費用等を甲乙別途協議して定め、共同出願契約を締結する。

３　甲は、前二項の業務を、本秘密情報を開示した上で株式会社早稲田大学ＴＬＯに委託することができるものとし、その場合、本契約における甲の義務を遵守させるものとする。

（共同研究契約）

第５条　本検討により、甲及び乙が本研究を行うことに合意する場合、本研究の条件等を別途協議して定め、共同研究契約を締結する。

（非保証）

第６条　甲及び乙は、自己が相手方に開示する情報について、正確性、有効性、特定目的への適合性を含め、明示又は黙示を問わず一切の保証をするものではなく、相手方が当該情報を使用又は利用した結果について、何ら責任を負わないものとする。

（確認事項）

第７条　本契約に基づく情報の開示は、開示者から受領者に対する知的財産権の譲渡、又は本検討の範囲を超えた実施若しくは利用の許諾を意味するものではない。

（安全保障輸出管理）

第８条　甲及び乙は、本契約の下で、相手方から開示又は提供される情報の輸出又は提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）及びこれに関連する法令並びに米国輸出管理規則を遵守しなければならない。

２　甲及び乙は、本検討の結果及び本契約の下で相手方から開示又は提供される情報を、大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用する意思が明らかである第三者に対して直接・間接を問わず輸出又は提供を行わない。

（合意管轄）

第９条　甲及び乙は、本契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（有効期間）

第１０条　本契約は、本契約締結の日に発効し、１年間有効とする。ただし、第２条、第３条及び第４条第１項の規定は本契約終了後２年間、第４条第２項及び第３項の規定は当該産業財産権（受ける権利を含む。）の消滅するまで、第６条、第７条、第８条、第９条、第１１条第２項及び第１２条の規定は対象事項が全て消滅するまで、なおその効力を有する。

（解除）

第１１条　甲及び乙は、相手方が本契約の履行を怠った場合、猶予期間を定めて違約を明記した書面通告を行い、猶予期間内に違約が是正されないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、これにより損害を被った場合、その損害の賠償を相手方に請求できる。

（協議）

第１２条　本契約に規定のない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義の生じた場合、甲乙信義誠実の精神に則り協議し、その解決を図る。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その１通を保有する。

○○○○年○○月○○日

東京都新宿区

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　学校法人早稲田大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○　○　　○　○　（印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○　○　　○　○　（印）